

## 機密情報窃取事件からみた「営業秘密法」実務(前編)

アメリカの半導体メモリ大手メーカーが 2017 年に、人材の引き抜きを通じて営業秘密を窃取した上で中国の事業者の開発や製造に協力したとして、台湾のウェハファウンドリー大手メーカーを提訴した件について、台湾のファウンドリーメーカーが和解金の支払いを承諾するほか、ビジネス提携のチャンスを共同で創出していくことを前提とし、双方は、全面的な和解に至ったことを発表した。これをうけ、台湾の知的財産及び商業裁判所もこのほど、二審へ上訴されていた刑事裁判について判決を言い渡した<sup>1</sup>。その中で、従業員については、無罪や執行猶予付きの 6 ヶ月から 1 年までの懲役にそれぞれ減刑され、雇用主としてのファウンドリーメーカーについては、第一審の判決で処された新台幣ドル 1 億の罰金から、執行猶予 2 年付きの新台幣ドル 2000 万の罰金へと変更されることになった。本文においては、この事件から出発し、本件に関わる「営業秘密法」の条文を簡略にまとめる。

### 一、事件の経緯

本件に関わった自然人には、アメリカの半導体メモリ大手メーカーを退職した従業員 2 名、及び台湾のファウンドリーメーカーの管理職に従事していた従業員 1 名を含む。上述 2 名の従業員は、アメリカの半導体メモリ大手メーカーを退職後、すぐにファウンドリーメーカーの（前職と）関連する職務に転職したほか、中国の事業者との開発製造工程の提携にも参加していた。ところが、間もなくしてアメリカの半導体メモリ大手メーカーが、当該 2 名の従業員の在職中に、社内の機密情報について尋常でないアクセス行為があったと発見したため、更なる調査を経て、告訴を提起した。台湾で行われた第二審の判決結果から、裁判所が本件の（退職した従業員 2 名の）裁判にあたって依拠とした条文がそれぞれ異なることは明らかである。その背景には、この二者が担当した職務の違いにより、その秘密保持契約の内容及び使用できる情報の権限も異なっていたことがある。このうち、A 氏は、アメリカの半導体メモリメーカーの副理（アシスタントマネージャー）を務め、その権限は、製品がクライアントの求めを満たしているかどうかを確認するため、完成品の関連情報を調べることであり、

<sup>1</sup> 台湾の刑事訴訟法第 238 条第 1 項「親告罪について、告訴人は、第一審の弁論終結前に、その告訴を撤回することができる。」の規定に基づき、案件がすでに第二審に上訴されたからには、たとえ双方が和解に至ったとしても、裁判所は依然として判決を作成しなければならないとされている。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

電磁的記録と紙書類の複製又はダウンロードの権限は持っていなかったという。また、課長を担務していた B 氏は、関連電磁的記録と紙書類にアクセス又は所持することができるかなり強い権限を持っていた。しかし、B 氏が会社と締結した秘密保持契約に基づくと、双方は、雇用関係の終了時、B 氏が当時所有していた機密情報文書や機密情報を保存し得るその他の物品を持ち出さず会社に保管し、機密情報を無断で保存した場合、かかる機密情報を返還した上で他所持するすべての複本を廃棄しなければならないと約定していた。このほか、ファウンドリー大手メーカーの管理職を担当していた C 氏は、上述 2 名の従業員の転職時の面接官及び中国の事業者との開発製造工程の提携業務担当者として、他人が営業秘密を知り得た、又は所持していることを明らかに知りながら、他人の営業秘密について中国大陸地区での使用を意図したとする懸念があるとして起訴されることになった。

## 二、関連法律条文

第一審の判決内容及び第二審の判決結果<sup>2</sup>を参酌した上で、本件の事実背景について、関わり得る「営業秘密法（以下、「本法」という）」の条文を次の通り簡潔にまとめる。

事件に関わる行為	本法の条文内容	処罰
アクセスの権限を持たない者が、機密情報を無断でアクセスした上で所持し、その後、これを漏えいしたほか、使用したこと	第 13-1 条第 1 項第 1 号 「窃取、不法占有、詐欺、脅迫、無断複製又はその他不正な方法で営業秘密を取得し、又は取得した後さらに（これを）使用し、漏えいした場合」	5 年以下の懲役又は拘留に処し、新台幣ドル 100 万以上 1000 万以下の罰金を併科することができる。 罰金を科するとき、犯罪行為者が得ていた利益が罰金の上限額を超えた場合、得られた利益の 3 倍までの範囲内で加重を酌量することができる。
アクセスの権限を持っていた者が、雇用関係の終了後、機密保持契約に基づかずに、機密情報を返還したり廃棄したりせずに、告知された後尚も削除せず、その後漏えいしたほか使用したこと	第 13-1 条第 1 項第 2 号 「知り得た、又は所持する営業秘密について、許諾（授權）を得ずに又は許諾範囲を超えて当該営業秘密を複製、使用し若しくは漏えいした場合」 第 13-1 条第 1 項第 3 号 「所持する営業秘密について、営業秘密の所有者により削除、廃棄すべ	

<sup>2</sup> 本ニューズレターの掲載時までには、本件第二審判決の判決書は、まだ司法院法学資料検索サイトにおいて公表されていない。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	きことを告知された後、尚も当該営業秘密を削除若しくは廃棄せず、又は隠蔽した場合」	
他人が機密情報を知り得た、又は所持していることを知りながら、開発製造工程への協力を要求したこと	第 13-1 条第 1 項第 4 号 「他人が知り得た、又は所持する営業秘密について、前三号に定める状況があることを知りながら、取得し、使用又は漏えいした場合」	
中国の事業者との開発製造工程の提携の中で、営業秘密への侵害に関わった行為	第 13-2 条第 1 項 「外国、中国大陸地区、香港又はマカオでの使用を意図して、前条（第 13-1 条）第 1 項各号の罪を犯した者」	1 年以上 10 年以下の懲役に処し、新台幣ドル 300 万以上 5000 万以下の罰金を併科することができる。 罰金を科するとき、犯罪行為者が得ていた利益が罰金の上限額を超えた場合、得られた利益の 2 倍から 10 倍までの範囲内で加重を酌量することができる。
法人（ファウンドリー大手メーカー）が監督・管理措置に尽力せず、よって上述の行為の発生に至ったこと	第 13-4 条（抜粋） 「法人の代表者、法人又は自然人の代理人、被雇用者又はその他従業員が、業務の執行により、第 13-1 条、第 13-2 条の罪を犯した場合。（中略）ただし、法人の代表者又は自然人がすでに犯罪の発生を防止するのに尽力した場合は、この限りではない。」	当該条の規定に基づき行為者を処罰するほか、当該法人又は自然人に対しても当該条に定める罰金を科す。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。